

所	判	年号	月日	事	項	府	名
最高裁判所	最高裁判所	昭和六二	四 一三	判事補の職務の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
法務省	最高裁判所	平成三	四 八	最高裁判所事務総局民事局付を免じ	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所	最高裁判所事務総局人事局付を免ずる
内閣	最高裁判所	平成四	四 一二	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所	最高裁判所事務総局人事局付を免ずる
内閣	最高裁判所	平成七	一 四	判事に任命する	最高裁判所事務総局人事局付を命ずる	最高裁判所	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
内閣	最高裁判所	平成七	一 四	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	最高裁判所	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
内閣	最高裁判所	平成七	一 四	司法研修所教官に充てる	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	最高裁判所	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
内閣	最高裁判所	平成七	一 四	平成七年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	最高裁判所	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる

年 号 月 日	事 項 序 名	裁 判 所
平成八月一日	任期は平成七年十二月三十一日までとする	法務省
平成八月一日	平成八年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	法務省
平成八月一日	任期は平成八年十二月三十一日までとする	法務省
平成九月一日	平成九年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	法務省
平成九月一日	任期は平成九年十二月三十一日までとする	法務省
平成九月一日	平成十年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	法務省
平成九月一日	任期は平成十年十二月三十一日までとする	法務省
平成九月一日	司法研修所教官に充てることを解く	法務省
平成九月一日	広島地方裁判所判事に補する	法務省
平成九月一日	平成十年度司法試験（第二次試験）考查委員を免ずる	法務省

裁判所		年号	月	日	事	項	序	名
平成二一	一	一	一	一	部の事務を総括する者に指名する			最高裁判所
リ		四	二七		最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	リ		
リ		八	二八		法制審議会幹事に任命する	法務省		
リ	二三	八	二八	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	リ			
リ	二四	一	二	判事に任命する	内閣			
リ	二五	八	二八	東京地方裁判所判事に補する				
リ	二六	二〇	二〇	最高裁判所事務総局総務局長を命ずる	最高裁判所			
リ	二七	八	二八	法制審議会幹事に任命する	法務省			
リ	二八	二〇	二〇	最高裁判所事務総局総務局長を免ずる	最高裁判所			
リ	二九	一〇	一〇	東京高等裁判所判事に補する				
リ	三〇	一一	一一	法制審議会幹事を免ずる	法務省			
リ	三一	一	一	さいたま地方裁判所判事に補する				
リ	三二	一	一	さいたま地方裁判所長を命ずる	最高裁判所			

裁判所	年号月日	事項	最高裁判所	戸倉三郎
	平成二十六年七月一八日	最高裁判所事務総長に任命する		
	平成二十六年七月一八日	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する		
	平成二十六年七月一八日	検察官特別任用分科会に所属させる		
東京高等裁判所長官に任命する	平成二十六年七月一八日	内閣		
最高裁判所長官に補する	平成二十六年七月一九日	内閣	最高裁判所	
法制審議会委員に任命する	平成二十六年七月一九日	内閣	法務省	
最高裁判所判事に任命する	平成二十六年七月一九日	内閣	最高裁判所	
法制審議会委員を免ずる	平成二十六年七月二九日	内閣	法務省	
検察官適格審査会予備委員に任命する	平成二十六年七月二九日	内閣	最高裁判所	
検察官適格審査会委員に任命する	令和元年一〇月一八日	内閣	法務省	
検察官適格審査会予備委員を免ずる	令和元年一〇月一八日	内閣	最高裁判所	
検察官適格審査会委員に任命する	令和元年一〇月一八日	内閣	最高裁判所	